

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり賀露かっこ館）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要 （1）公の施設の名称 鳥取県立とっとり賀露かっこ館 （2）指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 （3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間） （4）理由 とっとり賀露かっこ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり賀露かっこ館（以下「かっこ館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目 411 番地） 理事長 安田 達昭

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額 255,170千円（債務負担行為額 263,063千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	51,109,000円
令和7年度	51,081,000円
令和8年度	51,081,000円
令和9年度	51,081,000円
令和10年度	50,818,000円

4 選定理由

かっこ館の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び水産振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で、努力や積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月11日（火）から同年8月25日（金）まで（現地説明会7月31日（月））

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
とっとり賀露かっこ館活性化 共同企業体 (代表法人) 株式会社イズミテクノ (構成団体) 株式会社富山学園	広島市西区商工センター2-3-1 広島市中区大手町 3-8-5	代表取締役 本田 雅彦 代表取締役 富山 太朗
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目 411 番地	理事長 安田 達昭

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属・役職等
戸蒔 丈仁	公立鳥取環境大学環境学部 准教授
西村 隆行 (副委員長)	山陰みらい税理士法人 税理士
岸 多津	鳥取市賀露地区公民館 主任
上嶋 仁美	全国漁業信用基金協会鳥取支所 主事
鈴木 由香利 (委員長)	鳥取県農林水産部水産振興局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査・運営評価委員会：令和5年6月29日（木）
 にかっこ館の概要及び指定管理者制度の説明、募集要項・審査項目等の審議
 イ 第2回審査・運営評価委員会：令和5年9月11日（月）
 面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (水生生物の展示・紹介、出前かっこ館、サービス向上策、利用促進策等) ②施設管理 (施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方) ③開館時間、休館日 ④事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ⑤個人情報保護等への対応 ⑥利用者等の要望の把握	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①収入の見積り、考え方 ②支出計画の見通し ③県の委託料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①法人等の財政基盤、経営基盤 ②組織及び職員の配置等 ③現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ④関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ⑤法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等) ⑥当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	20

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）※点数は審査会委員5名の平均

	配点	とっとり賀露かっこ館活性化共同企業体 A社	(一財)鳥取県観光事業団 B社
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	65	47.3	46.5
選定基準3	15	8.0	11.0
選定基準4	20	11.8	15.3
合計	100	67.1	72.8
提案された指定管理料		262,700千円	255,170千円

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・両社とも施設の平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・A社は同種施設の管理実績があり高く評価された。
- ・両社とも他施設の豊富な管理実績があり同等の評価であった。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・両社とも適切な収支計画となっており同等の評価であった。
- ・県の指定管理委託料について、B社は安価な委託料を提示し高い評価となった。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・両社とも適切なものとなっており同等の評価であった。
- ・B社は男女共同参画推進企業、環境配慮の認証登録企業（TEAS I種）、あいサポート企業いずれも認証取得しており高い評価となった。
- ・B社は管理実績があり評価された。

○主な審査員意見

A社

- ・共同企業体として、両社の強みを活かした魅力的な内容である。
- ・不具合マップの作成が、修繕、更新の効率化につながり評価できる。
- ・現状人員とグループからの応援体制もあり、人員配置に問題ない。

B社

- ・スタッフと入館者との触れ合いもあり評価できる。
- ・近隣施設との連携について評価できる。
- ・できることが限られている中で、様々な知恵や工夫、努力がされている。
- ・利用者の声が反映できている。
- ・地域との連携が密であり、地域に根付いていることが伝わる。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- これまで県立8施設の管理運営を担ってきたノウハウを活かして、様々な連携（他県の水族館との連携、鳥取砂丘コナン空港・環境大学との連携、近隣施設との連携）、利用者目線の運営（説明機能の充実、飼育状況の可視化、インバウンド対策）、集客促進等の拡充（広報の充実、SNSの活用、他の管理運営8施設と抱き合わせのキャンペーンや観光情報説明、有料体験メニュー、オリジナルグッズ製作等）により「観光振興」、「水産振興」、「体験学習の場の提供」の設置目的を達成していく。

(2) サービスの提供内容

- 解説文や説明による水生生物の魅力発信のほか、給餌、水槽清掃及びバックヤード等の飼育の様子を来館者に見ていただくことで水生生物に対する理解促進を図る。
- 新たな取組として、ナイトアクアリウム（夜間開館による水生生物の夜の行動観察）、かっこ試食まつり（ハタハタ、カレイ、バイガイなどの試食）、カニのトークセッション（飼育員とカニ漁の漁師がズワイガニについて語り合う）、「四季の県魚」大喜利コンテスト（X（旧 Twitter）によるコンテスト）を行い、水生物への理解促進、鳥取県水産物の普及・情報発信を図る。
- かろいち、わったいなどの協働による大漁収穫感謝祭、周遊ビンゴ、合同除草などの実施、（株）鳥取空港ビルとの連携によるウォーキングなどの実施、賀露町自治会との様々な場面での連携を通して、賀露地域全体の賑わいを創出する。
- ミュージアムショップでは、障がい者就労事業所で製作されたオリジナルグッズ、職員製作のオリジナル工作キットを販売し、水生生物のフィギアのつかみ取り、カニのぬいぐるみくじなどを取り扱い、アクティビティの一つとして提供し来館者満足度向上を図る。

- 地元NPO法人等と連携した野外イベントを実施し、芝生広場を有効活用する。
- 出前かっこ館は、実施期間を通年に拡大して実施することとし、その実費は原則として徴収する。
- 観光事業団管理施設全体として、観光団体及び観光事業者と連携して県内外やインバウンド、教育関係者と連携して教育旅行の誘致による集客促進を図る。
- すさみ町立エビとカニの水族館（和歌山県）及び宍道湖自然館ゴビウス（島根県）と連携し、展示方法やノウハウの共有、相互宣伝を図る。

(3) 施設管理

- 水槽清掃の徹底や芝生の適正管理により清潔な環境を維持するとともに、施設設備の異常の早期発見、早期対応を行うことで施設設備の長期使用を図る。
- 業務用床面清掃ロボットの導入により、省力化及び清掃頻度を上げ管理水準を向上させる。
- 機械警備及び廃棄物処理は、既存業者への随意契約による外部委託で管理する。
- 空調機械設備保守点検、清掃、海水取水施設維持管理、電気工作物保守及び消防設備保守点検は、入札による外部委託で管理する。

(4) 開館時間・休館日

- 午前9時から午後5時（最終入館は午後4時45分）
※ただし団体等の予約、夜のイベント等の実施時には時間延長
- 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日、ただし3月24日～4月8日、7月20日～8月31日、12月24日～1月8日は無休）
※ただし団体等の予約の場合、可能な限り柔軟に対応

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 各々の緊急事態ごとにあらかじめ体制や手順を定めて適切に対応する。

(6) 管理経費

- 複数年契約や事業団一括契約などによる経費削減を行う。

(7) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：館長、マネージャー、主任、主事、リーダー、スタッフ3名の計8名

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要 （1）公の施設の名称 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港 （2）指定管理者 境港市昭和町9番地7 境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 佐々木 六郎 （3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間） （4）理由 境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港水産物市場管理株式会社を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・運営評価委員会」という。)として、次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者(指名指定)

境港水産物市場管理株式会社(境港市昭和町9番地7) 代表取締役社長 佐々木 六郎

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

996,808千円(債務負担行為額996,808千円)

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	鳥取県営境港水産物地方卸売市場	境漁港
令和6年度	185,776,000円	6,930,000円
令和7年度	193,257,000円	6,930,000円
令和8年度	196,611,000円	6,930,000円
令和9年度	193,257,000円	6,930,000円
令和10年度	193,257,000円	6,930,000円

4 選定理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、市場業務に精通しており、現在、県が行っている高度衛生管理型市場・漁港の整備状況に応じた、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属・役職等
戸蒨 丈仁	公立鳥取環境大学環境学部 准教授
西村 隆行(副委員長)	山陰みらい税理士法人 税理士
松本 美穂子	一般社団法人境港水産振興協会 境港お魚ガイド
遠藤 貴美子	境港商工会議所女性会 理事
鈴木 由香利(委員長)	鳥取県農林水産部水産振興局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査・運営評価委員会：令和5年6月29日(木)
境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明、審査要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査・運営評価委員会：令和5年10月10日(火)
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (利用者が円滑に業務を行うための取組、サービス向上策) ○施設の管理 (施設の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方) ○開場時間等 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護等への対応、情報の公開 ○利用者等の要望の把握及び対応方針	50点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支の見積内容 ○支出計画の見通し	15点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤、人材育成 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定等 ・ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	35点

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査) ※点数は出席委員4名の平均

	配点	境港水産物市場管理 (株)
審査基準1	適/不適	適
審査基準2	50	24.75
審査基準3	15	9.50
審査基準4	35	16.50
合計	100	50.75
提案された指定管理料		996,808千円

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・施設の平等な利用が確保できており管理運営について適切である。

○選定基準2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・限られた人員で広い施設の管理を適切にされている。
- ・早急にキャッシュレス決済の導入について検討ください。
- ・努力されているが、利用者の要望の把握、おさかなパーク等の利用促進外部委託の考え方など改善の余地がある。

- 選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】
 - ・支出計画の算定精度が低く感じる。
- 選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】
 - ・財政基盤について特に問題はない。
 - ・人材育成にあたり、衛生管理についての研修を必須としてください。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 県営施設を運営することの重要性、責任を自覚し、条例、規則等を遵守し高い志を持って業務運営を図ることを基本と考える。
- 高度衛生管理型市場への整備が大きく進展し、従来にも増して衛生管理が求められるようになった。鳥取県及び関係者との連携を重視して取り組む。

(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 日常巡視の徹底、事象の早期発見、関係者とのコミュニケーションの向上に努め、市場・漁港利用者が円滑に業務を行うことができるよう注力する。
- 利用許可、使用料・利用料の徴収、データの検針等正確な事務を行う。
- 水揚げ岸壁及び休憩用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営する。

(3) 開場時間・休場日

- 市場については、24時間開放、年間65日程度の休場日。
 - ※条例上の開場時間は別途設定あり。
- おさかなパークについては、現行（年中無休・午前5時から午後5時）どおり。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 日常の巡視において施設設備に不具合がないかチェックリストを用いて点検するとともに、利用者の声に耳を傾けながら予防保全を迅速に行うことで、トラブルを未然防止する。
- 大型クルーズ旅客船の寄港の増加に対応し、境港管理組合等と連携した漁業者の海上事故の未然防止に努める。
- 災害・防災マニュアルや消防計画等が形骸化しないよう職員の教育を徹底する。県や海上保安庁等との連絡体制を確保し、利用者の避難、誘導、安全確保等を図る。

(5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 日常的に関係者とのコンタクトを図り、要望の把握に努め、把握した情報は社内共有し、取り得る策を実行する。指定管理者として対応が困難な場合は、速やかに県と協議する。

(6) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：専務取締役、業務担当、設備担当、庶務・経理担当、各種補助担当、監視員6名の計11名
- 非常勤職員：代表取締役社長、代表取締役2名、取締役2名、監査役4名の計9名

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和5年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 島根県松江市白潟本町63番地 ごうぎんリース株式会社 代表取締役社長 杉原 伸治</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金1,350,052円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和5年7月18日 イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字三本杉地内 ウ 事故の状況 鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、視線誘導標及び道路案内標識に衝突した後、隣接する畑に転落し、同車両が破損したものである。</p>